

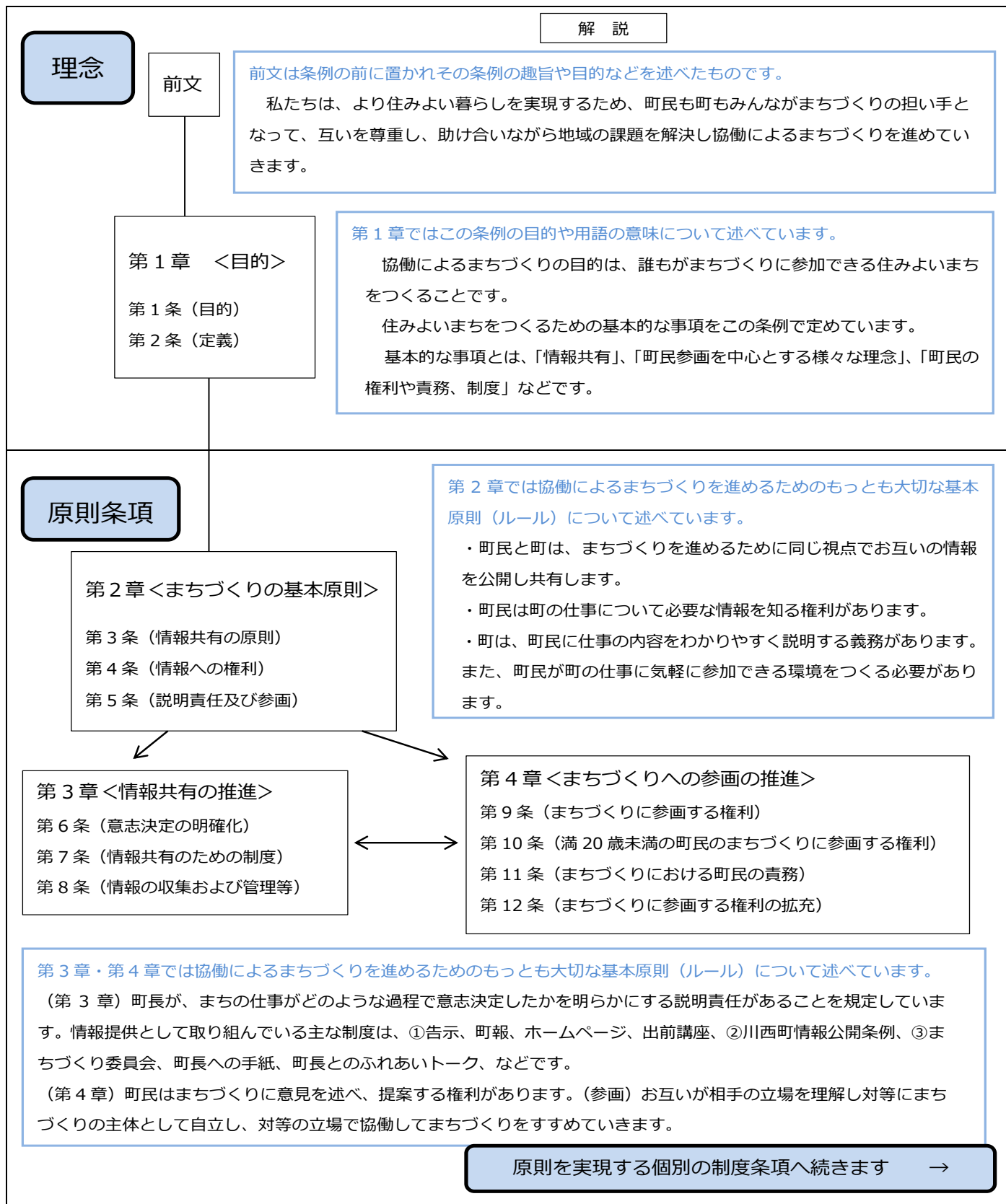
川西町まちづくり基本条例を紹介します。

川西町では、平成 16 年 6 月にまちづくり基本条例を制定しています。

この条例は、「自治」の「基本」となる「自治基本条例」の概念を持ち、本町のまちづくりをすすめていくときに、町民の皆さんと町が共有しておかなければならない「まちづくりの考え方」と「まちづくりの仕組み」を定めています。

町（行政）の責務はもとより、町民の権利と責務も明確化しており、お互いに協力してまちづくりを行っていく「パートナーシップによる協働」を基本に掲げています。

ここでは、川西町まちづくり基本条例の骨子から説明します。



解説

理念

前文

前文は条例の前に置かれその条例の趣旨や目的などを述べたものです。

私たちは、より住みよい暮らしを実現するため、町民も町もみんながまちづくりの担い手になって、互いを尊重し、助け合いながら地域の課題を解決し協働によるまちづくりを進めていきます。

第1章 <目的>

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第1章ではこの条例の目的や用語の意味について述べています。

協働によるまちづくりの目的は、誰もがまちづくりに参加できる住みよいまちをつくることです。

住みよいまちをつくるための基本的な事項をこの条例で定めています。

基本的な事項とは、「情報共有」、「町民参画を中心とする様々な理念」、「町民の権利や責務、制度」などです。

原則条項

第2章 <まちづくりの基本原則>

第3条 (情報共有の原則)

第4条 (情報への権利)

第5条 (説明責任及び参画)

第2章では協働によるまちづくりを進めるためのもっとも大切な基本原則（ルール）について述べています。

- ・町民と町は、まちづくりを進めるために同じ視点でお互いの情報を公開し共有します。
- ・町民は町の仕事について必要な情報を知る権利があります。
- ・町は、町民に仕事の内容をわかりやすく説明する義務があります。また、町民が町の仕事に気軽に参加できる環境をつくる必要があります。

第3章 <情報共有の推進>

第6条 (意志決定の明確化)

第7条 (情報共有のための制度)

第8条 (情報の収集および管理等)

第4章 <まちづくりへの参画の推進>

第9条 (まちづくりに参画する権利)

第10条 (満20歳未満の町民のまちづくりに参画する権利)

第11条 (まちづくりにおける町民の責務)

第12条 (まちづくりに参画する権利の拡充)

第3章・第4章では協働によるまちづくりを進めるためのもっとも大切な基本原則（ルール）について述べています。

(第3章) 町長が、まちの仕事がどのような過程で意志決定したかを明らかにする説明責任があることを規定しています。情報提供として取り組んでいる主な制度は、①告示、町報、ホームページ、出前講座、②川西町情報公開条例、③まちづくり委員会、町長への手紙、町長とのふれあいトーク、などです。

(第4章) 町民はまちづくりに意見を述べ、提案する権利があります。(参画) お互いが相手の立場を理解し対等にまちづくりの主体として自立し、対等の立場で協働してまちづくりをすすめていきます。

原則を実現する個別の制度条項へ続きます →

制度条項

第 5 章 <地域コミュニティと地方自治>

第 13 条 (地域コミュニティと地方自治)

第 5 章以降は基本原則を実現するための個別の条項です

(第 5 章)

「地域コミュニティ」とは、町民のみなさんが生活している場所、地域社会、地域の活動団体等のごとで、隣組や自治会のほか、地区などの広い地域も含んでいます。

この地域コミュニティでは地域に関わる方たちがお互いに協力し支え合いながら、その役割を再認識し、まちづくりを進めていきます。

第 6 章 <町の役割と責務>

第 14 条 (町長の責務)

第 15 条 (執行機関の責務)

第 16 条 (審議会等への参画)

(第 6 章)

町長は、基本条例の理念を実行する責任者として、この条例に沿って公正に職務遂行することを規定しています。

また、町職員の仕事は様々な分野にわたりますが、まちづくりそのものを仕事としていることを示しています。同時に町民の一員としてまちづくりを進めていきます。

第 7 章 <まちづくりの協働過程>

第 17 条 (計画過程への参画)

第 18 条 (まちづくり活動への支援等)

第 19 条 (評価の実施)

第 20 条 (評価方法の検討)

(第 7 章)

町は常に町民参画を意識した仕事を進めることを示しています。

町と町民は、まちづくりに気軽に参加できる環境を作るとともに、まちづくりをする担い手の発掘と育成に努め将来に引き継がれるよう努めます。

第 8 章 <連携>

第 21 条 (町外の人々との連携)

第 22 条 (近隣自治体との連携)

第 23 条 (広域連携)

(第 8 章)

まちづくりを進めていくうえで、町民はあらゆる分野において町外の人々との連携・協力を努めます。

また、町は単独では解決が困難な多様化する課題解決に向けて、国や県そして他の自治体と連携・協力しまちづくりを進めていくことを明示しています。

第 9 章 <まちづくり基本条例の位置づけ等>

第 24 条 (この条例の位置付け)

第 25 条 (この条例の検討及び見直し)

(第 9 章)

この条例が「自治基本条例」として、すべての条例の基礎であることを規定しています。

また、この条例が、町民生活や地域社会の変化に対応したものとなっているかを必要に応じて検証していくことを規定しています。